

別府市監査委員告示第4号

監査結果について

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象 市民福祉部、いきいき健幸部
※旧生活環境部各課を除く

令和4年12月19日

別府市監査委員 大呂 紗智子

同 手束 貴裕

同 藤野 博

監 査 報 告 書

監査委員は、別府市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠し、本監査を実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項に規定する財務監査及び同条第2項に規定する行政監査

2 監査の対象

市民福祉部各課（高齢者福祉課、ひと・暮らし支援課、障害福祉課、子育て支援課）及びいきいき健幸部各課（健康推進課、介護保険課、スポーツ推進課）の原則として令和4年度の事務事業を対象としたが、必要に応じ過年度も対象とした。

※ 旧生活環境部各課を除く。

3 監査の着眼点

監査に当たっては、事務及び事業が法令に基づいて適正に、かつ、次に掲げる事項に沿って行われているかに留意するものとした。

- (1) 住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる。
- (2) 常に組織及び運営の合理化に努める。

なお、財務事務執行については、内部チェック機能の整備運用状況及び過去の監査において指摘が多くリスクが高い「現金取扱事務」、「契約事務」及び「財産管理事務」等に重点を置くものとした。

4 監査の主な実施内容

監査に当たり、市民福祉部長及びいきいき健幸部長以下幹部職員に、事務概要、執行状況等の説明を求め、次の内容で実施した。

- (1) 市民福祉部及びいきいき健幸部の担当事務、職員の状況、当該年度の重点事業等の資料を基に、上記3の観点から監査重点項目を次のとおり決定した。

重点監査項目		
共通項目	現金取扱事務	現金取扱事務について
	契約事務	委託契約について
	財産管理事務	備品の管理について
		切手その他金券類の管理について
	公有財産の管理について	

個別項目	市民福祉部	高齢者福祉課	別府市社会福祉協議会への助成について	
			災害援護資金及び高齢者整備資金貸付金の債権管理について	
		ひと・暮らし支援課	生活保護費に係る返還金等の債権管理について	
		障害福祉課	指定障害福祉サービス事業所における不正請求に係る事務処理について	
		子育て支援課	民間児童福祉施設等整備費補助金について	
			保育料の債権管理について	
			工事の施工状況について	別府市ほっぺパーク2階バルコニー防水改修工事（R4 実施分）
	旧中央保育所改修工事（R3 実施分）			
	旧中央保育所改修給排水衛生設備工事（R3 実施分）			
	いきいき健康部	健康推進課	不妊治療費助成金について	
		介護保険課	介護保険施設等整備費補助金について	
			介護保険料の債権管理について	
		スポーツ推進課	補助金について	
			施設の指定管理について	
工事の施工状況について			野口原総合運動場ソフトボール場防球ネット新設工事（R3 実施分）	
			別府市民球場防護マット改修工事（R3 実施分）	
	市民球場内野クレイ舗装改修工事（R3 実施分）			

(2) 監査委員及び事務局職員により、重点監査項目に関する財務証票その他関係書類等の確認を行うとともに、事務執行過程における状況について、市民福祉部及びいきいき健康部各課担当者へのヒアリングを実施した。

また、証拠として関係書類を複写保存し、精査を行った。

(3) 備品については、各課事務室等において現物実地調査を行うとともに、付随する関係書類の提出を受け、照合確認を行った。

(4) 工事については、契約書類、設計図書等関係書類の確認を行うとともに、所管課及び工事担当者から説明を受け、現場において施工状況を調査した。

(5) 監査委員全員により、項目ごとに、監査途中における問題点やリスクの評価等について意見交換を行うとともに、重要な点において、別府市監査基準第15条に定める事項が認められるか協議した。

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員室、監査事務局事務室、各課事務室等
- (2) 実施日程 令和4年9月27日から令和4年12月1日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、重要な点において上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、組織及び運営の合理化に努めていると認められた。

一方、その他の観点から一層の事務の適正化等に努めるべく、是正又は改善が求められる事項は次のとおりである。

(1) 共通項目

備品の管理について

(高齢者福祉課、ひと・くらし支援課、障害福祉課、子育て支援課、健康推進課、介護保険課、スポーツ推進課)

備品管理において、耐用年数を経過し使用不能となったもの、備品シールのないもの及び備品シールが旧備品番号のものが見受けられた。

別府市物品管理規則に基づき、備品の管理を適正に行われたい。

(2) 個別項目

ア 生活保護費の債権管理について (ひと・くらし支援課)

被保護者に生活保護費を支給したことが妥当でないことが判明したときは、地方自治法第240条第2項の規定により「督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。」とされている。生活保護費に係る返還金等債権については、期限までに債務を履行しない債務者に対して時効の更新措置及び適切な納入指導等の措置並びに債務者が保護廃止となった場合の居住地調査や債務者が死亡した場合の相続人の調査など法令に則った一連の行為を行わなければ適切な債権管理を行ったとは認められない。法令等の規定に基づき適正な債権管理を行うとともにその経過を記録されたい。

イ 補助金について (スポーツ推進課)

別府市補助金等交付規則第7条に規定する事業計画変更申請書の提出がない事例及び同規則第10条第2項に規定する概算払いの意思決定が行われていない事例が見受けられた。

別府市補助金等交付規則に基づき、適正な事務処理に努められたい。

ウ 指定管理業務の執行状況について（スポーツ推進課）

指定管理者選定において、暴力団排除対象者の該当の有無について別府警察署に照会していない事例及び管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合の事前承諾が得られていない事例が見受けられた。また、基本協定書に記載されている備品について十分な確認ができていなかった。

市は、公の施設の設置者として指定管理業務の実態状況を詳細に把握するよう努めるとされていることから、別府市指定管理者制度ガイドライン等に従い適正に事務処理されたい。

7 意見

委託業務における契約事務において競争案件については概ね良好に執行されていたが、随意契約において相手方から提出された見積書の精査が不十分と思われる事例が見受けられた。

また、随意契約の根拠は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」を適用しているが、記載されている随意契約理由が具体性に乏しく、理由が十分に説明できていない事例が見受けられた。

随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項各号に定められた要件に該当する場合にのみ認められた例外的な契約であることを認識し、その運用にあたっては十分に精査のうえ適正に執行されたい。

最後に、監査の結果に基づき措置を講じる際には、リスク管理に注意し実効性のあるものとなるよう考慮されたい。